

2025年10月8日

佐賀県弁護士会・会長 出口 聡一郎 様
弁護士

藤田法科学研究所・所長



薬学博士・薬剤師・臨床検査技師・甲種危険物取扱者
DNA型鑑定資格・立命館大学客員研究員

佐賀県警察本部刑事部科学捜査研究所（以下、「科捜研」という）・技術職員のDNA型鑑定記録改ざんについて、佐賀県議会における福田英之・佐賀県警察本部長及び中嶋昌幸・警務部長の答弁に対する当職の意見は、次のとおりであるので報告する。

なお、同本部長と同警務部長の答弁は同様の内容であるので、そのなかで最も詳細な2025年9月25日総務常任委員会における同警務部長の答弁に対する意見を報告する。

報 告 書

注：中嶋昌幸・警務部長の答弁（要旨）に対する当職の意見は、**赤色字**で記載した。

1. 事案の概要

平成29年6月から令和6年10月までの間、合計130件、鑑定作業に当たり不適切な取り扱いをしていたもの。

2. 130件の不適切な取り扱いの詳細（6類型）

【意見】具体的な改ざん状況が不明の答弁がある。従って、第三者機関・委員会による徹底的な検証が必要である。

1) 未鑑定－9件

当該職員の経験上、DNA型が検出される可能性が低いであろうと見込んだ鑑定資料の鑑定を担当した際に作業をしたとしても検出されないだろうと考え、鑑定すべき鑑定資料を使わないまま作業を実施したこととして、関係書類を整え、人由来の付着物は認められなかったなど、つまりDNA型鑑定作業を実施する前の段階の人由来の成分があるかといったことを確認する段階で人由来の成分が認められないなどとして、その後のDNA型鑑定作業自体を実施せずに人DNAは検出されなかった結果を作成した。

なお、この類型のものについては鑑定資料が残っており、再鑑定を実施した。しかし、再鑑定により結果的に当該職員の見込んだ通りであった。個人を特定できるDNA型は検

出しなかった。

【意見】

「再鑑定」は、科捜研が行ったのであれば、客観性がない。

「個人を特定できるDNA型は検出しなかった」とは、一部でもDNA型は検出されたということか。一部でもDNA型が検出されれば、被疑者が犯人であるという可能性を肯定も、否定もできる。

2) 鑑定資料のすり替え－4件

鑑定作業が終わった後、残余の鑑定資料について依頼元の警察署等に返還しなければならないが、鑑定資料を紛失などをした際、本来のものとは異なる鑑定資料、例えばガーゼ片であれば新品のガーゼ片、ティッシュであれば新品のティッシュを返還した。

なお、この警察書等に返還された本来のものとは異なる鑑定資料については、その後、いかなる取り扱いとなっていたのか確認している。その結果、その後の捜査に使用されたことはなかったことが確認できている。DNA型鑑定が終わった後の行為であり、当然ながらDNA型鑑定結果そのものに影響するものではない。

【意見】

正規の鑑定を実施せず再鑑定されると異なった鑑定結果になるのを恐れ、当該職員が鑑定資料を故意に廃棄した可能性もある。その廃棄した時期は、鑑定資料を受理した直後か、鑑定終了後かは、本人でないと分からない。

残余の鑑定資料がないのであるから、再鑑定を実施できず、当該職員の鑑定結果の正確性が不明である。

従って、「捜査に使用されたことはなかった」としているが、当該職員と再鑑定とが違った結果であると、捜査に使用されることもあったと思料され、真犯人の捜査、あるいは容疑者の犯人の可能性の打ち消しに使用されることもあったのではないか。

3) 鑑定作業日の日付改ざん－62件

鑑定作業の終了後は速やかにその鑑定結果を決済に上げなければならないが、日時が経過したため、決済を上げる直前に決済書類に実際の作業日ではなく、決済直前の日を記入した。この類型のものは不適切な行為の内容は、鑑定結果自体に影響するというものではない。

【意見】

鑑定作業が迅速にでき、仕事ぶりが良いと決裁者（上司）に思わせようとした行為であるが、その様な圧力をかけている、あるいはその様に思わせるような雰囲気させているのは、上司、職場環境にも問題がある。

4) 陰性試料（ネガティブコントロール）結果の数値、日付改ざん－7件

鑑定機材等の状態を確認するため、つまり鑑定に使用する専用の機材機器が正常に動作

しているか確認するために鑑定資料が入った溶液と共に鑑定資料の入っていない溶液（陰性試料・ネガティブコントロール）も同時に検査することとなっているが、その鑑定資料の入っていない方の溶液の検査についてより決済を受けやすいよう結果の数値を貼付したり、同じように実際の作業と異なる日付で資料を印字して決済書類に閉じたというもの。なお、これらについては鑑定資料の検査自体はその検査結果についての元々のデータが残っており、それらも全て確認したが鑑定結果には影響はなかった。この類型の行為は説明した通り本来の鑑定資料が入っている溶液ではなく鑑定資料が入っていない方の溶液のみの検査やその作業した日付に関するもので、鑑定結果自体に影響しないのは当然のことでもある。

【意見】

鑑定資料の入っていない溶液（陰性試料・ネガティブコントロール）を同時検査をする意味は、DNA型鑑定に使用するマイクロチューブ（試験管）、マイクロピペット及びマイクロチップなどの器具、PCR増幅試薬などの試薬、増幅したDNAを電気泳動をしてDNA型を判定するフラグメントアナライザー及び付属のコンピューター、型判定ソフトの不具合をチェックするためである。

従って、数値やエレクトロフェログラム（チャート、グラフ）の波形を改ざんすると、すべての検査工程の正確性、信頼性が担保されず、鑑定結果に影響が無かったとは言えない。

日付については、3）項と同様、鑑定作業が迅速にでき、仕事ぶりが良いと決裁者（上司）に思わせようとした行為であるが、その様な圧力をかけている、あるいはその様に思わせるような雰囲気させているのは、上司、職場環境にも問題がある。

5）陰性試料（ネガティブコントロール）結果の波形の改ざん－37件

4）項と同様に鑑定機等の状態を確認するため、つまり鑑定に使用する専用の機材、機器が正常に作動しているか確認するために鑑定資料が入った溶液と共に鑑定資料の入っていない溶液（陰性試料・ネガティブコントロール）も同時に検査することとなっているが、その鑑定資料の入っていない方の溶液の検査について、より決済を受けやすいよう検査結果の波形のグラフを組み合わせて決済書類に閉じたというもの。なお、これらについても鑑定資料の検査自体は、その検査結果の元々のデータが残っており、それらも全て確認したが、鑑定結果に影響はなかった。さらに、検査結果自体を改変しておらず、結果を印字したものの組み合わせを変更したのみであり鑑定結果自体には影響しないものである。

【意見】

4）項と同様、鑑定資料の入っていない溶液（陰性試料・ネガティブコントロール）を同時検査をする意味は、DNA型鑑定に使用するマイクロチューブ（試験管）、マイクロピペット及びマイクロチップなどの器具、PCR増幅試薬などの試薬、増幅したDNAを電気泳動をしてDNA型を判定するフラグメントアナライザー及び付属のコンピューター、型判定ソフトの不具合をチェックするためである。

従って、数値やエレクトロフェログラム（チャート、グラフ）の波形を改ざんすると、

すべての検査工程の正確性、信頼性が担保されず、鑑定結果に影響が無かったとは言えない。

なお、波形について、エレクトロフェログラム（チャート、グラフ）を組み合わせるといふ改変は悪質である。また、答弁からはどのように組み合わせて改変したのか、例えばコンピューターのソフトを操作したのかなど具体的な答弁でなく、詳細は不明である。

6) その他－11件

以上の5つの類型には当てはまらない、その他のものである。

それを細かく、以下に4分類する。

①再鑑定で異なる鑑定結果

当該職員による鑑定作業ではDNA型の検出に至らなかったが、再鑑定により新たに個人特定に至らない程度のDNA型や個人のDNA型が検出されたというもの。

【意見】

当該職員のDNA型不検出の鑑定結果と個人特定不能の一部のDNA型が検出された再鑑定の結果は異なった。従って、一部でもDNA型が検出されれば、被疑者が犯人であるという可能性を肯定も、否定もできる。

6類型のなかで、犯人の特定や容疑者の否定に繋がる最も重要な意味の持つ鑑定結果の悪質な改ざん・偽装であり、詳細な検証をしなければ、その影響も分からない。

②鑑定資料の付属物の紛失

鑑定作業終了後、余った鑑定資料は本来その全てを依頼元の警察署等に返還しなければならないにも関わらず、その付属物、具体的には鑑定資料を包んでいったティッシュを紛失したというもの。

【意見】

鑑定資料を包んでいたりする付属物も、現場にその状態で存在していたのであれば、鑑定資料の一部とみなすべきである。その付属物に犯人の汗、だ液、皮膚細胞などが付着していることは、希ではない。

③不必要なDNA型鑑定による鑑定資料消費

鑑定前に実施する検査において、DNA型が得られる可能性がないとの結果でDNA型鑑定を実施する必要があるにも関わらず、そのまま作業を進めた結果、本来、使うべきではないのに鑑定資料の一部を使ったというもの。

【意見】

DNA型鑑定前に行う血こん、だ液、精液、汗などの予備検査は、鑑定の一部で大切な検査である。1) 項の未鑑定とは、逆の行為である。その行為は、再鑑定されることを恐れて、故意に鑑定資料を無意味な鑑定で消費したとも思料される。

④警察署に対する未回答

鑑定作業によりDNA型は検出されなかったとの結果を得たにも関わらず失念し、依頼元の警察署にその旨を回答しなかったもの。

【意見】

鑑定の最終行程は、囑託された警察署に対して鑑定書、あるいは鑑定結果報告書を作成、送付、そして鑑定資料残余の返還である。鑑定書、鑑定結果報告書は、幾人かの上司の決済を経て、科捜研・所長の決済後、同所長の押印された送付票を付けて、警察署長宛に送付する。

従って、定期的に送付書類の確認しなかった科捜研の上司、特に科捜研・所長の責任は重大である。しかし、処分は技術職員2人を本部長注意、技術職員1人を所属長注意だけであるとは、理解できない。

3. 事案が発覚した経緯

本件は令和6年10月16日科捜研において、当該職員が担当したDNA型鑑定の鑑定結果の決済中に決済官であった上司の職員の指摘により判明したというもの。

詳細は前述の6類型のうち、鑑定に使用する機材、機器が正常に作動しているか確認するため鑑定資料が入った溶液と共に鑑定資料の入っていない溶液も同時に検査するが、その鑑定資料の入っていない溶液（陰性試料・ネガティブコントロール）の検査について、より決済を受けやすい検査結果の波形を組み合わせたものを決済書類に綴じたものについて、担当上司がその決済書類に違和感を覚え精査をし、その結果作業日でない日付が決済書類の中に記載されていたことなどに気づいたというもの。

このことを受け、科捜研において当該職員が担当した全ての鑑定を確認した結果、不適切な取り扱いが多数あることが判明したという経緯である。

その後、警察警察署に当該職員が単独で担当した632件のDNA型鑑定について鑑定資料が残存していた124件を再鑑定を実施した。その他、関係する資料や電子データの精査など徹底した確認作業を実施した。それにより、同行の行為が法令に抵触することも明らかとなったことから、併せて捜査も進め9月8日に職員を懲戒免職処分とするとともに、同行による虚偽有院公文書作成・同行使、証拠隠滅の事実を検察庁に送致し、対応を講じたもの。

【意見】

科捜研では、年齢構成上、DNA型鑑定を担当する法医係（科）だけが決済する上司でなく、化学係、物理係、心理係などの上司がDNA型鑑定関係書類の決裁をするときがある。つまり、専門外の上司が決済するので、形式上だけの決済になる。

また、科捜研・所長は鑑識課長兼務の警察官であるが、科捜研・所長は兼務で職責を果たせるようなポストでない。科学者としての良心を持ち、科捜研の技術職員が真の鑑定に専念できるような環境づくりのための発言力のある技術職員が科捜研・所長に就くべきで

ある。警察組織において、捜査に対する貢献度ばかりを評価するのではなく、科捜研の技術職員が科学者としての良心が醸成できる環境を整えることであり、それが困難であれば、科捜研を第三者機関に設置する以外、方策はない。

4. 不適切な取り扱いをした理由

1) 仕事に対する高評価

上司に対して自分の仕事ぶりをよく見せるためなどと申し立てた。この事案を生じさせた主な要因は当該職員が警察職員としての職責への自覚を著しく欠いていたと考える。

【意見】

警察において、科捜研の技術職員を評価するとき、迅速性、きれいなグラフ、波形などのデータ、捜査に対する貢献度を評価する傾向にある。特に、警察官は顕著である。つまり、鑑定結果の正確性、客観性、公正性に対する評価が希薄である。

臨床検査のように採取して、すぐに検査に回される新鮮な検体は少ない。出血後、長期間、犯罪現場に放置されている血こんなどは数多く、変性、腐敗、汚染されていると、きれいなデータが得られない。そのような鑑定資料を検査する困難さを理解できる上司であったなら、本事案は防げたのではないか。

2) 幹部職員の不適切な業務管理

約7年間にわたり不適切な取り扱いが続いていたという事実を踏まえると、当該職員自身の問題だけでなく、科捜研において幹部職員の業務管理が適切であったのか、鑑定作業のチェック機能が働いていたのかという点もその発生要因であったと考えている。

【意見】

3項と同様、科捜研では、年齢構成上、DNA型鑑定を担当する法医係（科）だけが決済する上司でなく、化学係、物理係、心理係などの上司がDNA型鑑定関係書類の決済するときがある。つまり、専門外の上司が決済するので、形式上だけの決済になる。

また、科捜研・所長は鑑識課長兼務の警察官であるが、科捜研所長は兼務で職責を果たせるようなポストでない。科学者としての良心を持ち、科捜研の技術職員が真の鑑定に専念できるような環境づくりのための発言力のある技術職員が科捜研所長に就くべきである。警察組織において、捜査に対する貢献度ばかりを評価するのではなく、科捜研の技術職員が科学者としての良心が醸成できる環境を整えることであり、それが困難であれば、科捜研を第三者機関に設置する以外、方策はない。

5. 長期間の不正に気づかなかった理由

1) 幹部職員の不適切な業務管理

科捜研において幹部職員による適切な業務管理が行われていなかったこと、幹部職員によるチェック機能が働いていなかったことなどがその理由として考えられる。例えば、発覚の経緯として、作業後、決済前に作業した日付を書き換えたことについては、担当上司が決済処理に綴られている書類や資料の内容のみならず必要に応じて鑑定機材の中に保存されている電子データについても確認する。部下である担当職員の日々の作業状況を細かく把握していればより早期に気づくことができていたものとする。

【意見】

3項と同様、科捜研では、年齢構成上、DNA型鑑定を担当する法医係（科）だけが決済する上司でなく、化学係、物理係、心理係の上司がDNA型鑑定関係書類の決裁するときがある。つまり、専門外の上司が決済するので、形式上だけの決済になる。

また、科捜研・所長は鑑識課長兼務の警察官であるが、科捜研・所長は兼務で職責を果たせるようなポストでない。科学者としての良心を持ち、科捜研の技術職員が真の鑑定に専念できるような環境づくりのための発言力のある技術職員が科捜研所長に就くべきである。警察組織において、捜査に対する貢献度ばかりを評価するのでなく、科捜研の技術職員が科学者としての良心が醸成できる環境を整えることであり、それが困難であれば、科捜研を第三者機関に設置する以外、方策はない。

2) 環境未整備による鑑定資料紛失

鑑定作業の後に、その鑑定資料を紛失してしまっていたなどというものについては日頃から職場環境を整備するほか、担当上司が当該職員の鑑定状況に対し適切な指導を講じていれば防止することができたものと考えらる。

【意見】

鑑定資料の管理（受付、返還など）は、事務職員においても可能である。従って、技術職員から管理業務が除かれ、鑑定業務に専念できるうえ、適正な管理業務ができる。また、後の答弁にあるが、技術職員の事務業務軽減のため任期付き職員を採用し事務業務を担当する予定であるとのことで、あまりにも遅きに失した。

3) 電子データの確認不備

鑑定作業に使用する電子機器の保存電子データを担当上司などが確認すればより速やかに把握できた可能性もあるが、担当上司によると不適切な取り扱いが行われているなどとは想像すらせず確認には至っていなかったということである。科捜研においてチェック機能が十分に働いていなかったということが考えられる。

【意見】

担当上司、特にDNA型鑑定業務を担う技術職員であれば、なおさら保存電子データを確認する余裕はない。法医係が他の化学係、物理係、心理係などと比べて極端に業務量のアンバランスがみられるが、その割に昇進、昇給などの待遇面で良くなることはなく、不公平感を当該職員が抱いたことにより、本事案に至ったかもしれない。

4) 科捜研の特殊性

この実態が生じた背景として科捜研の特殊性があると考えている。すなわち、科捜研においては、他の専門的な鑑定機関においても見られるが、鑑定作業という担当業務の性質上、個々の鑑定作業が1人の担当者により、また静かな環境化で行われることが多いこと。科捜研の職員は異動により、他の職場において勤務することが稀れであることなどの特殊な状況があったことが考えられる。

業務の性質上、一定程度はやむを得ないことではあるが、結果として長い間、本事案に気づくことができなかった背景事情として、考えられる。

【意見】

「静かな環境化で行われる」は少なく、科捜研業務を理解していない。他の組織の研究機関の話であって、ほとんど鑑定についての問い合わせ、特に、捜査本部事件における鑑定業務は担当刑事、捜査一課長、刑事部長から科捜研・所長を経由せず、直接、担当の鑑定人に鑑定結果を急がされ圧力が掛けられることは希でない。科捜研・所長を経由したとしても、捜査側から担当鑑定人に対する圧力から盾となる警察官の科捜研・所長は少ない。

また、警察組織は規律保持、非違事案防止の観点から、プライベートは無いというくらい私生活でも管理される。例えば、自宅での飲酒でも届け出をする、クレジットカードの所持数、借金状況、車の所持状況など、管理され、それらもストレスになることがある。

DNA型鑑定は、鑑定資料の汚染（コンタミネーション）・腐敗・変質、 μL 単位の溶液をピペットで扱う繊細な操作で、緊張の連続であることを警察官の上司や他の係は、理解していない。

6. 科捜研の体制とチェック機能

1) 科捜研の体制

現在、佐賀県警察において科捜研の定員は14人である。その体制については鑑定件数を始めその業務の推移などを踏まえたものではあるが、今般の事案の発生を踏まえて科捜研において、チェック体制の見直しとチェック機能の強化のために体制の増強を検討している。

具体的にはまず研究員自体の増員を図り、すでに9月10日より新たに研究員の採用募集を開始しており、来年4月を目度にな新たな職員を配置することを進めている。

【意見】

法医学検体検査（血こん、だ液、精液などの人体成分の検査）を習得した後でなければ、DNA型鑑定人にはなれない。従って、増員をしてもDNA型鑑定人としての戦力となるには、期間として3年ほど必要であるとの認識がない。

2) 事務作業を支援する体制を整備

鑑定にあたっての様々な生じる事務作業を支援する体制を整備しようと考えている。支援担当者として任期付き職員を早期に採用することとして進めている。本年12月を目度措置できる見込みである。

さらに、科捜研において、鑑定の依頼元である警察署とのやり取りが多いが、その警察署との調整窓口を新たに設置することにより、担当者が本来の鑑定業務に効率的に取り組めるよう措置をすることにし、すでに運用を開始している。

可能な限り速やかに科捜研の体制の増強を図り、再発防止のために万全を期すると考えている。

【意見】

5. 2) 項と同様、鑑定資料の管理（受付、保管、返還など）は、事務職員においても可能である。従って、技術職員から鑑定資料の受付・保管・返還の管理業務が除かれ、鑑定業務に専念できるうえ、適正な管理業務ができる。また、技術職員の事務業務軽減のため任期付き職員を採用し事務業務を担当する予定であるとのことで、あまりにも遅きに失した。

「担当者が本来の鑑定業務に効率的に取り組めるよう措置をする」との答弁は、DNA型鑑定の業務量が多いという認識であり、「体制については鑑定件数を始めその業務の推移などを踏まえたものではある」という答弁と矛盾している。

3) DNA型鑑定の体制

本事案の発覚した経緯で、発見した上司は長く務めている。鑑定に長く、DNA鑑定に長く従事した職員である。

科捜研14人中でDNA鑑定の体制は本事案で懲戒免職になる前は6人で、今は5名である。6名の体制の時は問題がなかったという答弁したが、1人減って、カバーできる範囲での支障について、来年の4月に新たに採用を検討、調整をしてる。

【意見】

当該職員は、6人体制でDNA型鑑定の業務量に過度な負担を感じて、本事案にいたったものと思料され、問題が無かったとの答弁は疑問を感じる。

4) 科捜研のチェック体制

科捜研におけるチェック体制を含めた改善策について、本事案の発生要因の1つとして、科捜研における鑑定作業に関するチェック機能が十分に働いていたのかといった点があると考えている。そのチェック体制を大幅に強化する。担当上司が担当者の鑑定作業の着手から終了までの各段階で立ち合い、鑑定記録や鑑定資料の内容を確認する。

具体的に

- ①新たに鑑定嘱託を受理した時
- ②鑑定資料の外観、つまり鑑定資料がどのようなものか目視で観察する時
- ③鑑定資料から鑑定作業に必要な部分を切り取る時

- ④DNAの量についての検査結果を資料に印字する時
- ⑤DNA型そのものについての検査結果を資料に印字する時
- ⑥鑑定資料の全てを使わなかった場合、そのあまりを警察署等に返還する時

これまでは明確な規定がなく担当者が単独でこれを実施していたが、各段階において担当上司に担当者と共に複数の目で確認することとし、運用を開始している。

また、本事案が長きわたり判明しなかったその背景として、科捜研の職員はその業務の特殊性から他の所属で勤務することが稀れである、ことを踏まえて、新たな取り組みとして、福岡県警察の科捜研に10月1日より職員1名を派遣する。本県の科捜研における業務管理、人事管理のあり方、業務の進め方などについて改めて考える機会により再発防止の効果が期待できるものと考えている。

チェック体制、チェック機能の強化は、警察庁からの指示も踏まえて実施している。本事案を受けて科捜研におけるチェック体制の強化のために、各種の措置をしっかりと講じたいと考えている。

チェック機能を強化いたしますと当然のことながら、業務量は増加すると考えており、その部分を見込んで体制の強化、担当職員の増強の他、支援担当者の配置と並行して、実施することによりチェック機能もしっかり回るように、務めてまいりたいと考えている。

【意見】

「具体的に①～⑥の段階で上司に担当者と共に複数の目で確認する」ことは、他の研究機関としては、かなりかけ離れたものである。これ程、細かく確認にされると技術職員の過度な業務負担となり、逆効果である。DNA型鑑定業務を理解しているとは、到底、思えない。

複数人で同じ鑑定資料を検査し、チェック、確認などは、鑑定書、鑑定結果報告書に鑑定簿、エレクトロフェログラム（チャート、グラフ）などのデータを添付して、上司はそれらを詳細に確認して決済をすれば、改ざん・偽造は防止可能である。

「福岡県警察の科捜研に10月1日より職員1名を（報道では3ヶ月）派遣する」という答弁は、現状5名のうちから1名の派遣となると、実質4名体制になり、また1人あたりの業務量が増加する。都道府県警察のDNA型鑑定担当の技術職員は、警察庁科学警察研究所（以下、「科警研」という）から同じ管理指導を受けているので無意味である。

科捜研には、法医係以外に化学係、物理係、心理係などがあるが、法医系のDNA型鑑定の係には、毎年、実施されるブラインドテストの結果表、試薬・機器管理表など提出義務があり、それに合格しないと鑑定運用停止の措置があった。従って、増加する業務量、毎年の極端な管理に対して、他の係との不公平感が生まれていた。

7. 公判等への影響について（130件のうちDNA型鑑定結果16件を検察庁に送っていると報道）

当該職員が担当した鑑定作業のうち130件については不適切な取り扱いがあったことが認められたが、それらは鑑定結果自体には影響しない範囲で、仕事ぶりをよく見せよう

などといった考えから作業を行わずに検出されなかったとしたり、実際に作業した日付ではなく直前の日付に書き換えたり、また鑑定資料の管理保管のずさんさから鑑定資料を紛失したり、結果を回答すること自体を失念したりなどといったものである。

つまりこの職員の行為は鑑定作業にあたり、鑑定そのものに手を加えるか、鑑定資料自体に手を加えるとか、そういう取り扱いは一切認められなかったものである。付け加えて、この職員の動機は作業を速やかにやっているようになどと、仕事ぶりをよく見せたいなどといったものであるから、鑑定資料自体に手を加えたいとかそういった動機自体がない。そういう動機がない以上、鑑定資料そのものに手を加えるとか、鑑定資料自体に手を加えるとかそういったことを行うはずがないし、徹底して精査した結果からも、そういった状況は認められなかった。

従って、例えば検出されていないものを検出されたなどとした取り扱いは当然ながら認められないから、もちろんその後の捜査に影響したなどという例もない。当然ながら、例えば本来、拘束すべきではない方を拘束したとか、本来、被疑者でない方を捜査対象としたとか、そういった取り扱いも一切認められない。

公判への影響についても公判を担当することとなる佐賀地方検察庁に確認を依頼しており、その結果、検察庁から送致された資料については、処分の決定や公判における証拠として使用された事例はない旨の回答を得た。公判に提出されたものがないことから、公判に影響したものはないということが改めて確認できている。

この職員の行為により、検出されていないものを検出されたなどとした取り扱いは認められなかったものであり、従って、その後の捜査に影響したなどという例もない。また、公判に提出されたものがないことも確認できていることから公判に影響していないと考えている。以上の状況を踏まえて、公判等への影響はないものと評価している。

【意見】

2. 6) ①項で、「①再鑑定で異なる鑑定結果：当該職員による鑑定作業ではDNA型の検出に至らなかったが、再鑑定により新たに個人特定に至らない程度のDNA型や個人のDNA型が検出されたというもの。」と7項の答弁は矛盾している。

2. 6) ①項と同様当該職員のDNA型不検出の鑑定結果と個人特定不能の一部のDNA型が検出された再鑑定の結果は異なった。従って、一部でもDNA型が検出されれば、被疑者が犯人であるという可能性を肯定も、否定もできる。

8. 備考

1) 科捜研支援の組織的な不備

本事案が起こる前には、DNA型鑑定の業務量の顕著な増加傾向にあり、前兆はあったと思料される。それを放置した特に県警の刑事・警務部門はもちろんのこと、警察庁刑事局犯罪鑑識官、科警研にも指導・監督上の不備があると思料される。本来、警察庁刑事局犯罪鑑識官、科警研は都道府県警の科捜研が正確性、客観性、公正性を担保できる鑑定環境（人員・施設の要求、試薬などの消耗品の予算要求など）を整える責務がある。

10月8日からの特別監察については、警察庁の首席監察官、刑事局の担当官（警察庁刑事局犯罪鑑識官と思料される）の他、警察庁の附属機関「科警研」のDNA鑑定担当職員（生物第四研究室の藤井宏治氏と思料される）も同行し、専門家の目で県警の鑑定の体制、実施状況などを合計11人で確認していることには違和感がある。

かつて、警察庁刑事局犯罪鑑識官には、都道府県警の科捜研がDNA型鑑定事件数を四半期毎に報告していた。その結果、各都道府県警の処理事件数の競争になり、体液などの特定もせずDNA型鑑定を実施し、事件数を伸ばしていた県があり、また、その県は評価されていた。

また、科警研が行った足利事件、飯塚事件のDNA型鑑定は、同研究所が開発した未完成のMC T 1 1 8型鑑定であり、足利事件においては菅谷利和氏のDNA型が被害者の着衣に付着の体液と異なることが判明したため無罪となった。飯塚事件においても、鑑定結果に問題があると言われている。同鑑定を実務応用するには問題だと、学会などで指摘されていた。現在、採用されているSTR型鑑定法においても、科警研は、明文化されたマニュアルを作成・公表していないことも、科学性、妥当性、正確性に欠ける原因である。そもそも、2. 4)、5) 項の「鑑定資料の入ってない溶液（陰性試料・ネガティブコントロール）も同時に検査することとなっている」も明文化されていないので、はたして改ざんを問えるのか。

従って、警察庁刑事局犯罪鑑識官、科警研に対しても第三者機関・委員会による検証も必要ではないかと思料される。

2) 科捜研の理想像

当該職員は、科捜研採用時、科学捜査で正義を実現する情熱を持っていたが、中堅となり警察組織に絶望し、それが失われたのであろう。その正義感が維持でき、技術職員を科学者として組織が認識し、科学者の良心が醸成できる職場環境であるべきと考える。

法科学における科学捜査は、医学と同様、その時代の科学の粋を集めて、実施されるもので、見切り発車の実務応用は許されない。また、その鑑定の限界を説くのも良心のある科学者の使命である。

正確性、客観性、公正性を追求する科学捜査は、犯人逮捕が第一使命の階級社会である警察にはそぐわない、科学捜査が真実の追究、冤罪絶無の最後の砦であることが、国民の安全と安心にとって必要不可欠である。

和歌山県警科捜研と類似する鑑定偽装は、科学捜査の根幹が崩壊する事案である。第三者機関・委員会による徹底的な検証とそれに基づいた根本的な真の組織改革が必須である。

科捜研の役割を担う研究所が第三者機関として創設されることが、本事案絶無に繋がる。

9. 参考文献

科捜研における鑑定不正防止のためには、次の論文を参考にされたい。

- 1) DNA型鑑定における精度管理～誤鑑定の防止策～・藤田義彦（犯罪学雑誌 第77巻第5号131－146頁，2011年）

- 2) 「法科学研究所」創設の提言－冤罪のない安全と安心の社会を目指して－・藤田義彦
(犯罪学雑誌 第81巻第1号3－15頁, 2015年))
- 3) 犯罪捜査におけるDNA鑑定の問題点・藤田義彦 (犯罪学雑誌 第82巻第3号74
－79頁, 2016年)

以上